

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

庁内各局部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

警察庁丁企画発第183号、丁生企発第297号

丁刑企発第46号、丁交企発第111号

丁備企発第88号、丁情企発第100号

令和2年5月14日

警察庁長官官房企画課長

警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察庁刑事局刑事企画課長

警察庁交通局交通企画課長

警察庁警備局警備企画課長

警察庁情報通信局情報通信企画課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の一部解除等に伴う警察運営上の留意事項について（通達）

本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われたところであるが、本日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の一部解除等について（通達）」（令和2年5月14日付け警察庁丙備二発第25号ほか）に示されたとおり、一部の区域について緊急事態を解除する旨が公示された。

各都道府県警察においては、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止のための更なる取組について（通達）」（令和2年4月10日付け警察庁丙給厚発第10号ほか）等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための様々な取組を進めているところであるが、今後、緊急事態の解除に伴い、地域における感染の状況等も踏まえつつ、取組の段階的な見直し等の検討も進められることになると考えられる。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（令和2年5月14日付け変更）」は、緊急事態措置の対象とならない都道府県においても、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）で示された「新しい生活様式」の実践例を踏まえた取組等を求めているほか、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていることを踏まえ、自粛要請等の緩和や解除についても慎重に対応するよう求めている。

各位にあつては、これまでの取組の一部を見直すに当たっても、これまでに中断、延期等をしてきた業務をそのまま再開するのではなく、地域における感染の広がりや対策の状況等を踏まえ、また、「新しい生活様式」の実践例やこれまでの累次にわたる業務の見直し等の経験等も踏まえ、個別具体的に必要性・緊急性を精査するとともに、可能な限り職員同士の接触を伴わない方法による代替手段を検討し、実施する場合においても、感染リスクを低減するための具体的な措置を講ずるなどの対策を徹底されたい。

なお、個々の業務の実施の当否等の検討に当たっては、警察庁各主管課と前広に相談されたい。